

安全衛生活動の現状調査票 (すべての正会員にご提出願います)

- ・ 選択肢を示している欄では、当てはまる答えの番号を○で囲んでください。
- ・ 貴社の安全衛生関係に通じている方（安全衛生管理者や責任者など）にご記入をお願いします。
- ・ この調査票に記入された内容は、統計以外の目的に使用することはありません。
- ・ 以下、都内の事業所に関することをご記入ください。（都内に事業所が無い場合は「5. 都内事業所無」に○のみつけてご提出ください）

会社名		連絡先	部署名： TEL：	氏名： e-mail：	
従業員数	1. 1～9人	2. 10～49人	3. 50～99人	4. 100人以上	5. 都内事業所無

【1】協会が実施する安全衛生事業について

①当協会が実施する安全衛生事業^{※1}を知っていますか。該当する番号に○を付けてください。

知っている	1
知らない	2

※1当協会が実施している安全衛生事業は次のとおりです。

- 〔 ・安全衛生推進大会 ・安全衛生表彰 ・安全衛生に関する研修会 ・安全衛生パトロール ・安全衛生標語コンクール
 ・熱中症予防ポスター配布 ・ヒヤリ・ハット事例（協会機関誌「とうきょうさんばい」に掲載） 〕

②当協会が実施する安全衛生に関する研修会^{※2}に参加していますか。該当する番号に○を付けて下さい。

参加している	1
参加したことはない	2

※2当協会が実施している安全衛生に関する研修会は次のとおりです。

- 〔 ・安全衛生推進大会東京労働局講話、労働災害防止研修
 ・収集運搬委員会主催 事故防止研修会 など 〕

【2】全国産業資源循環連合会が提供している安全衛生活動の支援ツールに関する事項について

全国産業資源循環連合会がホームページ (<https://www.zensanpairen.or.jp/disposal/safety/>) 上で公開している安全衛生活動を支援するツール^{※3}を知っていますか。該当する番号に○を付けてください。

知っている	1
知らない	2

※3全国産業資源循環連合会の安全衛生活動を支援するツールとして次のものがあります。

- 〔 ・安全衛生活動に係るパンフレット ・産業廃棄物処理業ヒヤリハットデータベース
 ・産業廃棄物処理業におけるモデル安全衛生規程及び解説 ・安全衛生規程作成支援ツール ・安全衛生チェックリスト
 ・産業廃棄物処理業におけるリスクアセスメントマニュアル
 ・産業廃棄物処理業におけるリスクアセスメント～災害ゼロをめざして～ ・リスクアセスメントの実施支援システム
 ・未熟練労働者に対する安全衛生教育マニュアル（産業廃棄物処理業編） ・安全・健康で働くために（動画） 〕

【3】安全衛生活動に関する事項について

安全衛生に関して、既にどのような取り組みを実施していますか。該当する番号のすべてに○を付けてください。

1. 経営トップの方針決定及び表明	2. 無災害宣言	3. 安全衛生規程の作成	4. 安全衛生教育の徹底
5. 安全衛生パトロール	6. ヒヤリ・ハット活動	7. リスクアセスメント	

【4】安全衛生管理体制に関する事項について

貴社では、安全衛生の担当者（安全衛生スタッフ、安全衛生推進者、産業医、安全管理者、衛生管理者、総括安全衛生管理者）を選任（裏面注1参照）していますか。該当する番号に○を付けてください。

選任している	1
選任していない	2

【5】労働災害に関する事項について

令和7年（令和7年1月1日から令和7年12月31日まで）において、産業廃棄物処理業の業務に起因する労働災害による休業4日以上の死傷者数^{※4}は何人いましたか。

休業4日以上の死傷者数	人	事故の型をお答えください	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">墜落・転落</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">人</td> </tr> <tr> <td>はさまれ・巻き込まれ</td> <td style="text-align: center;">人</td> </tr> <tr> <td>転倒</td> <td style="text-align: center;">人</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: center;">人</td> </tr> </table>	墜落・転落	人	はさまれ・巻き込まれ	人	転倒	人	その他	人
墜落・転落	人										
はさまれ・巻き込まれ	人										
転倒	人										
その他	人										

※4業務上の災害が発生した場合、安衛法第100条により、所轄労働基準監督署に報告する義務があります。報告を行わなかった場合は同法第120条により罰せられます。

(注1)

安衛法第10条～第16条では事業場規模別に次のとおり安全衛生に係る管理組織の設置が規定されています。
選任義務を怠った場合は同法第120条により罰せられます。

労働者数(人)	管理組織
1～9	事業者 (安全衛生スタッフ)
10～49	事業者 (選任・指揮) → 安全衛生推進者
50～99	事業者 (選任) → 産業医 → 安全管理者 → 衛生管理者
100～	事業者 (選任) → 産業医 → 総括安全衛生管理者 (指揮) → 安全管理者 → 衛生管理者